

**三学会合同 標準徒手医学（運動器疾患スペシャリスト）講習会  
ディプロマ（インストラクター）コースについての規定**

**◆ディプロマ（インストラクター）コースの理念**

このコースは、エデュケーター部門とサイエンティスト部門に分類される。

高度な徒手医学の教育活動及び徒手医学の研究活動に携わる人材を養成する事がこのコースの目的である。

**◆エデュケーターコースの理念**

インストラクター活動を通し後進の教育や指導を行いながら本セミナーで取り扱われている内容を反復することで理解を深め、正確に模倣ができる人材を育てる。（レベル0,レベル1）。

同時に、新しい知見や技術を科学的に分析できる人材を育てる。（レベル2）。

また、より効果的な技術を科学的あるいは論理的手順に従い、技術の改編や開発し効果検証ができる能力を有する人材を養成するための徒手医学の高度教育課程である。（レベル3）。

**◆アドミSSION・ポリシー（エデュケーターコース受け入れ方針）**

以下の条件を満たす高い意欲のあるセラピストを受け入れる。

1. 学会合同運動器疾患スペシャリスト（標準徒手医学）講習会の認定試験合格者
2. あるいは特別措置で同等の知識と技術を有すると認められたもの（注意1）
3. 本邦の徒手医学の先駆者となる高い向上心があるもの
4. エデュケーターコースの理念を理解し賛同できるもの
5. 標準徒手医学会の会員であること

注意1：他団体において同等の教育課程を修了した場合、調書業績書を提出し、本会の承認が得られれば、認定試験を受験することができる。

**◆カリキュラム・ポリシー（教育課程の実施方針）**

上位レベルの指導者とともに実技指導活動、研究活動、論文執筆活動を行うことで教育目的を実施し、その修得度によって段階的にレベルアップしていく。（表1参照）。

**◆ディプロマポリシー（教育課程修了証書授与の方針）**

レベル3に達した段階で、ディプロマコースの目標が達成されたと判断し上級インストラクターの権利および Diploma of the Global Standard Medicine の称号が付与される。

表1 エデュケーターコース概要

|                                            | E1<br>アシスタントイ<br>ンストラクター | E1+<br>初級インストラ<br>クター見習い | E2<br>初級インストラ<br>クター              | E3<br>上級インストラ<br>クター            | E4<br>エグゼクテ<br>ィブインス<br>トラクター | 初級国際<br>インストラ<br>クター | 上級<br>国際インス<br>トラクター |
|--------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|----------------------|----------------------|
| 実習時間<br>(時間) ※1                            | 48                       | 168                      | 168<br>※ただし初級の各<br>コースを最低2回<br>ずつ | 360<br>※ただし上級の<br>各コースを<br>2回ずつ | 1200                          | 初級と同じ                | 上級と同じ                |
| アドバンスコ<br>ース受講およ<br>びその他資格<br>(ポイント)<br>※3 | 5                        |                          | 10                                | 15<br>※そのうち開催<br>は3回以上          | 20<br>※開催は10<br>回以上           |                      |                      |
| 役員経験(年)<br>※5                              | 0                        |                          | 5                                 | 10                              | 15                            |                      |                      |
| 実務試験審査<br>(点)                              | 80                       |                          | 80                                | 80                              | 審査なし                          |                      |                      |

※1 参加時間は積算しない、必須コースの参加時間は積算する。

※3 その他資格など：運動器領域の修士課程（1ポイント）、博士課程（2ポイント）、認定PT（1ポイント）、専門PT（1ポイント）、他団体の資格（マリガン、マッケンジー、ドイツ、OMT、PNF、JSSR 認定トレーナー等運動器疾患に関係する資格）を修了（それぞれ1ポイント・アドバンスコースの受講時間は積算していく。（事務局で確認）自己申請とする。

- ・アドバンスコースの開催はD2から開催可能とする。
- ・アドバンスコースは6時間程度で1ポイントに該当する。

三学会合同 標準徒手医学（運動器疾患スペシャリスト）講習会  
ディプロマ（インストラクター）コース細則

◆エデュケーターLevel 0～1+（インストラクター）既定

1. 全コースを修了後、認定試験に合格し、本人の意志によりエデュケーターLevel 0(アシスタントシップ)に移行することができる。
2. 他団体のコースを既に修了し本講習会認定者と同等の知識と技術を持つ者は、本会インストラクターの推薦状と審査書類（下表参照）を人事・昇格委員会（上級インストラクターおよび業績管理に関する役員を委員とする）に提出し、インストラクター会議の同意を得て特例措置として認定試験を受験でき、合格後、エデュケーターLevel 0を開始することができる。

表 特例者のエデュケーターコース(アシスタントシップ)開始審査条件および書類

- ①他団体徒手療法セミナーなどの認定証書
- ②履歴書
- ③業績書
- ④その他判断材料となるもの

3. エデュケーターLevel 0(アシスタントシップ)者がエデュケーターLevel 1(アシスタントインストラクター)の審査対象条件を満たした（下表）時点で、Level 1(アシスタントインストラクター)試験を受けることができる。Level 2(初級インストラクター)あるいは Level 3(上級インストラクター)取得者が作成した Level 1(アシスタントインストラクター)審査表を人事委員会に提出し、委員会は審査結果をインストラクター会議に提出しインストラクター会議の同意を得た上でエデュケーターLevel 1 となりアシスタントインストラクターの活動に参加することもできる。

表 エデュケーターLevel 1(アシスタントインストラクター)審査対象条件

1. 正規セミナー総参加時間（ディプロマコース申請から）48 時間以上の教育経験※があること
2. アドバンスコースなどを 5 ポイント以上取得済みであること
3. 実務試験審査（セミナー時にインストラクターが作成）で 80 点以上であること  
※セミナー時の課題目安：初回セミナー時手技 3 つ程度、二回目は手技を連続して、三回目は手技全て、四回目は講義の一部も含め 1 セクション全てを担当しレベル 1 の昇格試験とする
4. Level 1 取得者（アシスタントインストラクター）は認定試験に関与することができる
5. Level 1 取得者（アシスタントインストラクター）は治療技術の考案、開発、効果確認に努め、講習会内容や講習会テキストを構築、改正することができる

表 エデュケーターLevel 1+ (初級インストラクター見習い)審査対象条件

1. 正規セミナー総参加時間（レベル 1 取得から）168 時間以上の教育経験
- 例

| 氏 名  | レベル 1 | 講義数    | 昇格要件          |
|------|-------|--------|---------------|
| 標準太郎 | 48 時間 | 120 時間 | <u>168 時間</u> |

※運営会議で指名されることで、入門コースならびに初級コースを開催することができる。

※ただし、初級コース開催は、初級インストラクター以上の管理下であること。

## ◆エドゥケーターLevel 2～3（インストラクター）既定

### A エドゥケーターLevel 2（初級インストラクター）

1. Level 1 取得者（アシスタントインストラクター）が、Level 2(初級インストラクター)審査対象条件を満たし（下表参照）、更にその教授方法に習熟した時点で、全ての初級コースを各 2 回ずつ担当した経験を持ち、1 日の講義を担当し、Level 3(上級)または level 2(初級インストラクター)が作成した Level 2(初級インストラクター)審査表を人事委員会に提出し、委員会は審査結果をインストラクター会議に提出しインストラクター会議の同意を得た上で Level 2(初級インストラクター)になることができる。

表 エドゥケーターLevel 2（初級インストラクター） 審査対象条件

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 正規セミナー総参加時間 168 時間以上の教育経験があること</li><li>2. 全ての初級コースを各 2 回ずつ担当した経験があるもの</li><li>3. 役員経験を Level 0 から 5 年以上有している者 ※兼務可 それぞれ 1 年ずつ積算出来るものとする</li><li>4. アドバンスコースなどを 10 ポイント以上取得済みであること</li><li>5. 実務試験審査表（セミナー時にインストラクターが作成）で 80 点以上であること</li></ol> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
- 
2. Level 2 取得者(初級インストラクター)は、講習会の講義を受け持ち正しく伝達する責任がある。
  3. Level 2 取得者（初級インストラクター）は地区または都道府県責任者およびインストラクター会議の同意を得て入門コース（20 名までの受講生に対し）および初級コースを単独で（15 名までの受講生に対し）企画・開催することができる。※ただし Level 1 の 1 名がアシストする場合には 5 名が加算され、Level 2 が 1 名アシストする場合には 10 名加算することができる）。
  4. Level 2 取得者（初級インストラクター）は認定試験に関与し合否の責任を担う。
  5. Level 2 取得者（初級インストラクター）は、Level 0（アシスタントインストラクター）の指導と認定、昇格に関与する。
  6. Level 2 取得者（初級インストラクター）は治療技術の考案、開発、効果確認に努め、講習会内容や講習会テキストを構築、改正する責任を担う。
  7. Level 2 取得者（初級インストラクター）は講習会技術の向上を目的としてアドバンスコースを除く全てのスペシャリスト講習会を無料で受講することができる。
  8. 本部役員会議で指名されることで、上級コースを開催することができる。ただし、上級コース開催は、上級インストラクター以上の管理下であること。

### B エドゥケーターLevel 3（上級インストラクター）

1. Level 2 取得者（初級インストラクター）が、Level 3(上級インストラクター)審査対象条件を満たし（下表参照）、更にその教授内容技術ともに熟知し、受講生からの高い評価を得られた時点でインストラクター会議の同意を得て Level 3(上級インストラクター)になることができる。Level 3(上級インストラクター)審査必要書類を自ら作成し人事委員会（Level 3 取得者;上級インストラクターを委員とする）に提出し、委員会は審査結果をインストラクター会議に提出しインストラクター会議の同意を得た上で Level 3(上級インストラクター)になることができるのと同時に本会から標準徒手医学ディプロマの称号が授与される。

表 エducレーターLevel 3（上級インストラクター）審査対象条件

1. 正規セミナー総参加時間 360 時間以上の教育経験があること
2. アドバンスコースなどを 15 ポイント以上取得済みであること
3. 本会が定めるスキルアップセミナーなどを計 3 回以上単独で開催したことがあるもの
4. 役員経験を Level 2 から 10 年以上有している者 ※兼務可それぞれ 1 年ずつ積算出来るものとする
5. 実務試験審査表（セミナー時にインストラクターが作成）で 80 点以上であること

2. Level 3 取得者（上級インストラクター）は、講習会の講義を受け持ち正しく伝達する責任がある。
3. Level 3 取得者（上級インストラクター）はインストラクター会議の同意を得て全コースを単独で（入門 30 名または初級、上級コース 20 名までの受講生に対し）企画・開催することができる。※ただし Level 1 が 1 名アシストする場合には 5 名が加算され、Level 2 が 1 名アシストする場合には 10 名加算することができる）。
4. Level 3 取得者（上級インストラクター）は認定試験に関与し合否の責任を担う。
5. Level 3 取得者（上級インストラクター）は、アシスタントインストラクターおよび初級インストラクターの指導、昇格に関与する。
6. Level 3 取得者（上級インストラクター）は治療技術の考案、開発、効果確認に努め、講習会内容や講習会テキストを構築、改正する全責任を担う。
7. Level 3 取得者（上級インストラクター）は講習会技術の向上を目的としてアドバンスコースを含む全てのスペシャリスト講習会を無料で受講することができる。

## C エグゼクティブインストラクター

1. エducレーターLevel 3 取得者（上級インストラクター）が、エグゼクティブインストラクター審査対象条件を満たした（下表参照）時点で、エグゼクティブインストラクター審査必要書類を自ら作成し人事委員会に提出し、人事委員会は審査結果をインストラクター会議に提出しインストラクター会議の同意を得てエグゼクティブインストラクターになることができる。

表 エグゼクティブインストラクター審査対象条件

1. 正規セミナー総参加時間（レベル 3 取得から）1200 時間以上の教育経験があること
2. アドバンスコースを 20 ポイント以上取得すること

2. エグゼクティブインストラクターは、講習会の講義を受け持ち正しく伝達する責任がある。
3. エグゼクティブインストラクターはインストラクター会議の同意を得て全コースを単独で企画・開催することができる。
4. エグゼクティブインストラクターは認定試験に関与し合否の責任を担う。
5. エグゼクティブインストラクターは、Level 1(アシスタントインストラクター)および Level 2,3 取得者(初級・上級インストラクター)の指導、昇格に関与する。
6. エグゼクティブインストラクターは治療技術の考案、開発、効果確認に努め、講習会内容や講習会テキストを構築、改正する全責任を担う。
7. エグゼクティブインストラクターは講習会技術の向上を目的としてアドバンスコースを含む全てのスペシャリスト講習会を無料で受講することができる。

## **D インストラクター資格の返上と失墜**

1. アシスタントシップ中のものは1年間本会に関わる業務に参加せず、あるいは本会の理念を追求する研鑽の努力が無いと認められた場合、アシスタントシップ経験時間が失墜される。
2. アシスタントインストラクター、初級インストラクター、上級インストラクターは2年間本会に関わる業務に参加せず、あるいは本会の理念を追求する研鑽の努力が無いと認められた場合、経験時間が失墜され一段階降格される。
3. アシスタント資格を有する者が本会の事業の妨げ、あるいは本会の不利益となるような言動を行った場合、インストラクター会議の同意を得て資格を失墜させることができる。
4. インストラクター資格を有するものが資格を返上したい場合、インストラクター会議の同意を得て返上できる。

## **◆講師謝礼**

1. Level 0(アシスタントシップ)中：原則として交通費・宿泊費・日当・謝礼などは支給されない（ただし運営費に余裕が有る場合には交通費・宿泊費を公費で支払われることがある）。
2. Level 1(アシスタントインストラクター)：原則として交通費・宿泊費の他に、講師料として時給最大 2000 円（1 日 12000 円）を支払う。
3. Level 1+（初級インストラクター見習い）：原則として交通費・宿泊費の他に、講師料として時給最大 3000 円（1 日 18000 円）を支払う。
4. Level 2(初級インストラクター)：原則として交通費・宿泊費の他に、講師料として時給最大 4000 円（1 日 24000 円）を支払う。
5. Level 3(上級インストラクター)：原則として交通費・宿泊費の他に、講師料として時給最大 5000 円（1 日 30000 円）を支払う。
6. エグゼクティブインストラクター：原則として交通費・宿泊費の他に、講師料は特に制限を設けず赤字にならない範囲で支払う。

※セミナーリーダーには上記に該当する時給額を支払う。

※セミナー企画者は、なるべく赤字決算とならないようにアシスト（リーダー以外）の人数や支給額を配慮し決定する。

## **◆セミナー修了後の報告**

1. セミナー責任者（複数人数でセミナーを開催する場合には最上位のインストラクター）はセミナー修了後報告を行う。
2. 報告事項は以下の通りである。
  - ・セミナー運営に関した収支決算（出納簿）
  - ・最終参加者の名簿（参加者と欠席者を明確にする）
  - ・セミナー講師一覧（セミナーに関与した講師を報告する。）

## 標準徒手医学会研究所 サイエнтиストコースに関する規定

### ◆アドミッション・ポリシー

運動器系（筋骨格系）の健康維持・増進、あるいは運動器系疾患や障害の診断や治療に関する問題点や疑問点に対し科学的観点から新たな知見を極めようとするものを職種に関わらず広く募集する。

◆下記の条件に該当することが望ましい。

- ・各種セラピスト（MDR・PT・OT・JT・AT など）の資格を有するもの。
- ・各種トレーナーの資格を有するもの。
- ・上記と同等な医学的基礎知識を有するもの。

### ◆カリキュラム・ポリシー

過去の研究実績により以下のコースを選択する。

- ・コース1：研究入門者として科学研究の手順を学びながら特定の研究指導者の下、研究所の委員と研究を実施するコース。
- ・コース2：修士号取得者。研究経験があり研究所の助言や協力を得ながら研究を実施するコース。  
研究のプロトコルを理解し、コース1終了の基準に該当する研究経験を有る。特定の指導者は不要で、必要に応じて研究所委員と研究をすすめる。
- ・コース3：博士号取得者。研究経験が豊富であり研究員の指導や助言をしながら研究を実施するコース。

### ◆ディプロマポリシー

上記コース修了者は、研究所指導員の称号を得る。

- ・コース1修了者：S1（サイエンティストレベル1）
- ・コース2修了者：S2（サイエンティストレベル2）
- ・コース3修了者：S3（サイエンティストレベル3）

### ◆コース修了の基準

|       | S1 | S2 | S3 |
|-------|----|----|----|
| 症例報告* | 5  | 13 | 33 |
| 研究論文* | 2  | 7  | 17 |
| 学会発表* | 6  | 18 | 38 |

\*：積算数とする。

- ・研究論文（筆頭）は症例報告としても申請ができる。
- ・症例報告は筆頭著者であること。研究論文の共著者は0.5（件）とする。
- ・三学会以外の国際学術大会や投稿先は研究所委員会で審査される。
- ・コース修了は申請者が申請し、研究所委員会で審査される。

2012 年 3 月 10 日設置

2013 年 4 月 1 日改訂

2014 年 4 月 1 日改訂

2015 年 4 月 1 日改訂

2016 年 4 月 1 日改訂

2017 年 4 月 1 日改訂

2018 年 4 月 1 日改訂

2019 年 4 月 1 日改訂

2020 年 4 月 1 日改訂

2022 年 4 月 1 日改訂

2025 年 4 月 1 日改訂